

保育士養成課程等検討会	
第2回(R4.6.13)	参考資料

## 「保育士養成課程等検討会」開催要綱

### 1 目的

昨今の保育行政は、待機児童の解消を目的として保育の受け皿整備を行うこと、子どもの健やかな育ちを支える観点から保育の質を確保・向上することを両輪として各種施策を講じてきたところであるが、子どもや家庭を取り巻く様々な環境の変化等に伴う子どもの育ちの課題や保護者支援の必要性など、保育所や保育士に求められる役割や機能が深化・拡大しており、保育の質を担う保育士の役割は重要となっている。

このため、これらの背景を踏まえ、保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について、子ども家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

### 2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 3 検討事項

- (1) 保育士養成課程等の見直しに関する事項
- (2) 保育士養成制度の課題に関する事項
- (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に関する事項
- (4) 保育士試験の課題に関する事項
- (5) その他、保育士資格、養成及び試験に関する事項

### 4 運営

- (1) 検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、検討会を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、検討会を非公開とすることができる。検

討会を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。

- (3) 検討会資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

保育士養成課程等検討会構成員名簿

- |   |        |                              |
|---|--------|------------------------------|
|   | 荒牧 美佐子 | 目白大学人間学部准教授                  |
|   | 飯田 美和  | 舞鶴市 乳幼児教育センター所長              |
|   | 井上 真理子 | 洗足こども短期大学教授                  |
| ○ | 小川 清美  | 東京純心大学現代文化学部教授               |
|   | 北野 久美  | 全国保育士会副会長 (北九州市 あげぼの愛育保育園園長) |
| ◎ | 汐見 稔幸  | 東京大学名誉教授                     |
|   | 清水 益治  | 帝塚山大学教育学部教授                  |
|   | 鈴木 みゆき | 國學院大學人間開発学部教授                |
|   | 林 陽子   | 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学理事長・学長        |
|   | 堀 科    | 東京家政大学准教授                    |
|   | 山縣 文治  | 関西大学人間健康学部教授                 |

◎ : 座長、○ : 座長代理

(五十音順 敬称略)